

令和7年度学習者用コンピュータ（Chrome）の調達に係るプロポーザル公募要領

吉賀町長 岩本一巳

1. 趣旨

GIGA スクール構想第1期で吉賀町教育委員会が整備した小中学校の一人一台端末は、令和7年度から令和8年度の間に計画的に更新整備を行う必要がある。

そこで、吉賀町教育委員会はICTによる学校教育の充実・発展と、これによるGIGA スクール構想の更なる推進に取り組むため、ついては、本調達を行うにあたって、公募型企画提案競争（以下「プロポーザル」という。）により、本業務に対する意欲、資質、技術能力及び創造力等が優れた者を募集する。

2. 令和7年度学習者用コンピュータ（Chrome）の調達業務の概要等

(1) 目的

スケールメリットを生かし、1台あたりの価格を抑えつつ、児童生徒が安心かつ快適に活用できる端末を採用することを目的とする。

(2) 事業名

吉賀町学校情報機器整備支援事業

(3) 事業内容

令和7年度学習者用コンピュータ整備

(4) 業務内容

別添仕様書のとおり

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独の事業者又は共同事業体のいずれかとし、下記

(1)～(13)の条件を全て満たすものとする。

共同事業体による提案の場合には、代表者をもって、本プロポーザルに参加することとする。共同事業体の各構成員も下記条件を全て満たすこと。また、構成員は単独または他の共同事業体の構成員として参加しないこと。

(1) 法人であること。

(2) 令和7・8・9年度物品の売買及びその他業務委託等の契約に係わる吉賀町競争入札参加資格の「B02 文具・事務機器類」－「04 電子計算機、電子計算機周辺機器」の登録を受けていること。

(3) 島根県内に本社又は営業所を有していること。（営業所の場合、入札・契約締結等の委任を受けていること。）

(4) 過去3カ年（令和4～6年度）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種又は類似する業務（国・地方公共団体発注のPC端末の売買、斡旋販売又は賃貸借契約等）の契約を締結し、履行した実績を有すること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(6) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(7) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(8) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(9) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でないこと(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (11) 吉賀町物品調達及び庁舎管理等に係る吉賀町暴力団排除条例施行規則(吉賀町規則第11号)第2条に該当する者でないこと。
- (12) 受託業務について十分な遂行能力を有すること。
- (13) 業務終了までの間、吉賀町教育委員会及び島根県 GIGA スクール構想推進協議会事務局との協議、連絡調整が随時行えること。

4. 公募に関するスケジュール等

(1) 業務内容に関する質問と回答

① 提出期限

令和7年5月29日(木)17:00 必着

② 質問方法

「質問書(様式2)」を原則メールにより Excel ファイル形式により提出すること。これによりがたい場合は、8の問い合わせ先へ事前に相談すること。

また、共同事業体の場合、代表者が各構成員の質問を取りまとめ提出すること。

③ 回答方法

回答は、全ての質疑を取りまとめ、質疑及び回答を吉賀町の HP 上で公開する。

④ 回答予定

令和7年6月2日(月)

(2) プロポーザル参加表明書等の提出

① 提出期限

令和7年6月9日(月)17:00 必着

② 提出方法

「プロポーザル参加表明書(様式1)」及び以下の添付書類について、各1部郵送又は持参により提出すること。

共同事業体の場合は、代表者が各構成員の添付書類を取りまとめ提出すること。持参の場合の受付時間は、9:00から17:00(土・日・祝日は除く)までとする。また、郵送の場合は、郵便書留に限る。なお、郵送の際は到着時間指定をするなど、期限までに到着するよう対応すること。

ア 登記簿謄本又は登記事項証明書(発行後3か月以内のもの、原本)

イ 会社等組織概要(会社案内、要覧、定款等)

ウ 過去3カ年(令和4～6年度)の類似業務(国・地方公共団体発注の PC 端末の売買、斡旋販売又は賃貸借契約等)の実績を証する資料(契約書の写し、事業概要等)

エ 国税及び地方税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、原本)

オ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、原本)

カ 共同事業体協定書の写し(任意様式)※

キ 共同事業体の結成について権限を有する者の委任状(任意様式)※

※上記カ及びキについて、単独の事業者は提出不要

③ 選定通知書

令和7年6月13日(金) 予定

(3) 企画提案書等の提出

① 提出期限

令和7年6月23日(月)17:00 必着

② 提出方法

「企画提案書」、「見積書」、「提案対応表（様式3）」及び補足資料を紙媒体及び電子媒体で提出すること。紙媒体は6部（正本1部、副本5部）、郵送又は持参により提出すること。

持参の場合の受付時間は、9：00から17：00（土・日・祝日は除く）までとする。また、郵送の場合は、郵便書留に限る。なお、郵送の際は到着時間指定をするなど、期限までに到着するよう対応すること。

※ プロポーザルの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任されていることが分かる資料を1部提出すること。（任意様式）

(4) 企画提案者によるプレゼンテーション及び審査会

① 開催日

令和7年6月27日（金）

※ プレゼンテーションの時間及び場所については、プロポーザル参加表明書提出者に別途連絡する。

※ 本審査会参加に必要な費用については、参加事業者の負担とする。

② 実施方法

- ・ 審査会を設置し、企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。
- ・ 提案者ごとに、企画提案書に基づくプレゼンテーション30分、質疑応答20分の時間を設定する。

(5) 選考結果（最優秀提案者）の通知

令和7年7月1日（火）までに通知予定

※ 審査会において最も優秀な提案を選定し、審査結果については、後日書面により提案者全員に通知する。

(6) 審査会の延期・中止

審査会を延期する場合は延期理由及び延期後の実施日を連絡する。また、審査会を中止する場合は中止理由を連絡して提出書類を返送する。

5. 企画提案書の作成

(1) 提案内容

本公募要領及び別添仕様書の内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。記載内容は自由だが、下記①～④の内容については、必ず記載を行うこととする。⑤については、任意記載とする。

① 業務実施体制と業務遂行能力

- ・ 本調達業務実施に係る実施体制を具体的に示すこと。
- ・ 納入までの具体的スケジュール
- ・ 過去の業務実績や成果

② 調達機器

- ・ 機器の規格等について、仕様書内容との適否を提案対応表（様式3）で明確に示すこと。
- ・ タッチペンについて、性能や特長、収納にかかる簡便さや確実性、調達後の管理費用や管理負担を軽減するための工夫等を具体的に示すこと。

③ 搬入設置

- ・ 作業実施体制を具体的に示すこと。

④ 価格

- ・ 1台あたりの単価を明記すること。

⑤ オプション

- ・ オプション項目は「オプション」と明記すること。

・ GIGA スクール構想を理解し、実現するために有効だと思われる手法（サービスやコンテンツ等）があれば追加提案すること。

・ 教育活動をより充実させるための提案や端末の利活用を促進させるための提案があれば、具体的に提案すること。その際「有償」「無償」を明記し、有償の場合は、5年間にかかる全ての費用（設計・構築費等を含む）及び単価を示すこと。

（留意点）

・ 運用保守については、仕様書4のとおり、提案すること。

・ 上記の各内容の提案について、必要に応じて補足資料を添付するなどして具体的な提案を行うこと。

・ 追加提案は任意だが、評価の対象とする。

(2) 見積書の作成

・ 各費用の積算根拠が明らかになるように作成すること。

・ 「吉賀町長 岩本一巳」あてとすること。

(3) 作成方法

・ 企画提案書の様式は任意であるが、別添ガイドラインに則り提案項目に漏れがないようにすること。

・ 用紙の大きさは A4 版横、左綴じとする。

・ 補足資料や見積書については、原本1部、副本5部を企画提案書にすべて綴じ込むこと。

6. 選定方法

(1) プロポーザル参加者からの書類の提出及びプレゼンテーションを受け、別に定める審査会において選定を行う。

(2) 審査にあたっては、実施体制と業務遂行能力、提案内容などについて、審査基準に基づき審査する。

[審査基準]

NO	審査項目	評価の視点
1	調達機器の性能	・ CPU/メモリの性能や機能性 ・ 画面/タッチペンの性能や機能性 ・ バッテリーの性能や機能性 ・ 堅牢性 ・ 安全性 ・ 教育活動以外での活用を想定した再利用性 ・ 保守/保証に関する内容
2	納入時期・方法	・ 納入時期 ・ 納入方法 ・ キットイング ・ 梱包材 ※学校が夏季長期休業中に納入できることが理想

3	回収・引き取り・処分	・調達端末の OS 更新期限 ・調達端末の将来的な引き取り/処分についての提案 ・第 1 期 GIGA スクール端末の 2029 年 6 月以降の引き取り/処分についての提案
4	費用	・端末の価格ならびにその他に係る価格を評価
5	業務実施体制・遂行能力	・業務を実施するために十分な実施体制となっているか。 ・実施体制（責任者及びメンバー）が具体的に記載されているか。 ・過去の業務実績があり、履行するのに必要なノウハウを有しているか。 ・確実な端末調達及び納入が実施できるか。 ・仕様書を満たした適切な提案をしているか。
6	追加提案・独自提案	・オプション項目も対応できるか。 ・保守運用について、具体的な提案があり、内容も満足できるものかどうか。 ・教育活動をより充実させるための提案かどうか。 ・機器の利活用を促進させるための提案かどうか。 ・その他学校や学習者にとって、有益かつ効果的な提案があるか。

(3) 審査結果については、全参加者に文書で通知する。

(4) 審査経過については、公表しない。

また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) その他

① 提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。

② 本公募要領に基づき提出された書類は返却しない。

7. 契約の締結等

(1) 契約の締結

審査会で選定された最優秀提案者を業務受託予定者とし、地方自治法施行令第 167 条 の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を行う。

ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（吉賀町条例第 49 号）第 3 条に該当する場合、本契約は吉賀町議会の議決を必要とするため、業務受託予定者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに成立するものとする。

(2) 契約内容

吉賀町教育委員会と業務受託予定者との間で、提案書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、契約内容を決定する。

(3) 契約上限額

18,492,320 円（税込）による。

(4) 契約保証金

吉賀町で定める規定による。

8. 提出先及び問合せ先

吉賀町教育委員会

〒699--5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市 648 番地

TEL : 0856-77-1285 FAX : 0856-77-0040

メール : syakyo@town.yoshika.lg.jp

担当 : 山本 譲

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行し、受託候補事業者が確定した日をもってその効力を失う。